

令和7年8月19日

各指定訪問介護事業所・訪問型サービス事業所 管理者 様

倉敷市長 伊 東 香 織

指定訪問介護事業所における同一敷地内建物等に居住する利用者に係る減算につ

いて（通知）

指定訪問介護事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は減算を適用することとされています。

つきましては、令和7年度前期分について、算定の結果、指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90%を超えた場合は、
正当な理由の有無にかかわらず、次のとおり必要書類を提出してください。

記

1 提出対象事業所

判定期間内に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たり利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。以下同じ。）に提供されたものの占める割合が90%を超えた事業所

2 判定方法

全ての訪問介護事業所において上記の対象事業所に該当するか、「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）」を使用して確認してください。なお、計算については、指定訪問介護と訪問型サービス（総合事業）でそれぞれ行う必要があります。訪問型サービス（総合事業）の判定の場合は、「指定訪問介護」を「訪問型サービス（総合事業）」と読み替えて計算してください。

判定を行うための具体的な計算式は、以下のとおりです。

(当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち同一敷地内建物等に居住する利用者数(利用実人員)) ÷ (当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者数(利用実人員))

3 提出書類

(1) 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10)

※ 訪問介護、総合事業のそれぞれで計算書を作成する必要があります。そのため、両サービスとも90%を超えた場合は、計算書を2枚提出する必要があります。

※ 提出する計算書が、訪問介護及び総合事業のいずれのサービスか判断できるよう、タイトルに○を付けるなど、区別したうえで提出してください。

(2) 新たに減算が適用される場合や、減算を取り下げる場合には、以下の書類も提出してください。

ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)

イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1)

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)

エ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4)

4 判定期間・減算対象期間

	判定期間	減算対象期間
前期	3月1日～8月31日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	4月1日～9月30日

5 提出期限・提出方法

提出期限：令和7年9月15日(月)

提出方法：メール、郵送、持参(※郵送・持参の場合は、令和7年9月12日(金)必着)

6 正当な理由

判定した割合が90%以上である場合に、90%以上に至ったことについて正当な理由がある場合は、当該理由を「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10)」の④に入力し、提出してください。なお、倉敷市が当該理由を不適当と判断した場合は減算を適用するものとします。

正当な理由として考えられる理由の例示は以下のとおりです。

① 特別地域訪問介護加算を受けている事業所

② 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下である場合など事業所が小規模である場合

③ その他正当な理由と倉敷市長が認めた場合

7 その他

計算の結果は、各事業所において5年間保管する必要があります。

〒710-8565 倉敷市西中新田 640

倉敷市指導監査課

[TEL:086-426-3297](tel:086-426-3297) FAX:086-426-3921

[Mail:audiwlf@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:audiwlf@city.kurashiki.okayama.jp)